四日市市立児童館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月２日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市条例第３３号

四日市市立児童館設置条例の一部を改正する条例

四日市市立児童館設置条例（昭和３９年四日市市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（名称、位置） 第２条　児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。 １　（略） １　名称　四日市市立塩浜児童館 位置　四日市市塩浜町１番地１１ １　（略）	（名称、位置） 第２条　児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。 １　（略） １　名称　四日市市立塩浜児童館 位置　四日市市大字塩浜８８７番地１ １　（略）

附　則

この条例は、令和８年１２月１日から施行する。

（こども未来部こども未来課）